

ケア・ステーション淨信館介護予防・日常生活支援総合事業における
指定第1号通所事業（通所型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社コサカ・ライフサポートが開設するケア・ステーション淨信館において実施する八戸市介護予防、日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なうものとする。
- (2) 事業者自らその提供する通所型サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。
- (3) 通所型サービスの提供にあたっては、通所型サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行なう。
- (4) 通所型サービスの提供にあたる従業者は、通所型サービスの提供にあたっては、親切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
- (5) 通所型サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行なう。
- (6) 通所型サービスは、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (7) 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業所、他の介護老人保健施設等の保健、医療、福祉サービスとの連携に努める。
- (8) 利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
- (9) 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 ケア・ステーション淨信館
- 二 所在地 八戸市一番町二丁目3番地12

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 1人

指定通所介護の管理者と指定通所介護、通所型サービスの看護職員及び機能訓練指導員を兼務
管理者は、従業者の管理及び職務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2人以上

指定通所介護の生活相談員、指定通所介護ならびに、通所型サービスの介護職員を兼務
生活相談員は、生活指導その他の指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(3) 看護職員 2人以上

通所型サービスの機能訓練指導員、指定通所介護の看護職員及び機能訓練指導員を兼務
看護職員は、看護その他の指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(4) 介護職員 8人以上

指定通所介護の介護職員を兼務
介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 2人以上

通所型サービスの看護職員、指定通所介護の看護職員及び機能訓練指導員を兼務
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 平日・土曜日・祝日とする。

ただし1月1日から1月2日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後6時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

ただし、12月31日は午前9:15から13:30までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は50人とする。(指定通所介護を含む)

(通所型サービスの内容)

第7条 この事業所が行なう通所型サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 介護サービス
- (2) 生活相談援助
- (3) 健康管理
- (4) 入浴サービス
- (5) 食事サービス
- (6) 機能訓練及びリクリエーション
- (7) 送迎
- (8) 口腔機能向上指導

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は八戸市長が定める基準によるものとし、当該通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法施行規則に定められた額とする。

2 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事代

- ・ 昼食代(おやつ込み) 650円/食

(2) オムツ代

- ・ パンツタイプ 120円/枚
- ・ パッドタイプ 80円/枚
- ・ テープタイプ 120円/枚
- ・ フラットタイプ 70円/枚

(3) 日常生活費のうち利用者に負担させることが適当と認められる費用。

- ・ レクリエーション費用
- ・ クラブ活動費

(4) 3時間未満の利用料

- ・ 利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な場合以外、自己負担として食事代650円を請求する。

(5) サービス提供記録の複写物の交付を請求された場合はコピー代金モノクロ10円 カラーコピー100円を請求する。

3 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供した場合は、厚生労働大臣又は八戸市長が定めた基準とする。

4 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行

ない、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常事業の実施地域は、八戸市の区域を原則とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービス利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 身体及び身の回りの清潔、健康の保持に努める。
- (2) 事業所の備付の器具、及び物品等を大切にす。
- (3) 火災予防に努める。
- (4) 機能訓練等には、努めて参加する。
- (5) 外出等は管理者の承認を受ける。
- (6) ハラスメント(迷惑行為)にあたる行為は慎む

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所型サービスに当たる従業者は、現に通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行なう等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者などに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第14条 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市

町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言虐待に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第19条 事業所はその事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動などとの連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 通所型サービスに当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後概ね1ヶ月以内

(2) 継続研修 年10回以上

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、通所型サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日（計画にあたっては当該計画の完了の日）から5年間保存するものとする。

5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する重要事項は、株式会社コサカ・ライフサポートが定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29年 4月 20日

改正 平成 29年 8月 1日

改正 平成 31年 4月 1日

改正 令和 2年 4月 1日

改正 令和 3年 4月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

改正 令和 5年 4月 1日

改正 令和 6年 4月 1日から施行する